

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の
一部改正について（概要）

平成24年7月
自動車局安全政策課

1. 趣旨

「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」によりまとめられた、今夏の多客期の安全確保のための過労運転防止に係る緊急対策を踏まえ、高速ツアーバス等の過労運転を防止するため、交替運転者の配置基準等の改正を行います。

2. 内容

(1) 交替運転者の配置基準

高速ツアーバス等の夜間運行^{※1}において、一運行あたり、以下の運行距離又は乗務時間を超えた場合は、交替運転者を必要とすることとします。

- ・事業者が別紙に示す特別な安全措施を実施せず、又はその内容について公表していない場合であって、実車距離^{※2}が400kmを超えた場合
- ・事業者が別紙に示す特別な安全措施を実施し、その内容について公表している場合であって、実車距離が500kmを超えた場合
- ・1人の運転者の乗務時間^{※3}が10時間を超えた場合

※1 運行開始時刻または終了時刻が、深夜2時から早朝4時までのいずれかに入るか、または運行時間帯が当該時刻をまたぐ運行

※2 利用者の乗車の有無に関わらず、旅行業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの距離

※3 当該運行の出庫から入庫までの時間

(2) サービスエリア等における休憩について

運転者が強い疲労感を覚えた際に、運行管理者に事前通報なく運行経路を変更して、サービスエリア等で休憩できることとします。

3. 公布日及び施行日

公	布	7月18日
施	行	7月20日

(別紙)

事業者による特別な安全措施

1. 以下の事項を全て満たしていること

- ① 運行するバスに関し、遠隔地の点呼（ドライバーが所属する営業所ではなく、遠隔地において受ける点呼）において、担当の運行管理者が行う電話点呼に、運行管理者又はその補助者※が運転者に立ち会って点呼を行っていること、または、ITを活用した点呼を行っていること
※運行管理者または補助者は、運転者と同じバス事業者の従業員であるか、または当該事業者と当該点呼に関する契約を結んでいること
- ② 運行するバスにデジタル式運行記録計（以下デジタコという。）を装備し、それを用いた運行管理、デジタコのデータに基づく運転者指導を行っていること
- ③ 運行計画において、連続運転時間を概ね2時間とし、概ね運転時間2時間ごとに合計で20分以上の休憩を確保していること
- ④ 運行直前の休息期間が11時間以上であること

2. 上記1.に加え、以下の事項の内いずれかを満たしていること

- ① 日本バス協会から有効な安全性評価認定を受けていること
- ② 安全運行協議会が設置され、その発意に基づき、運転者の過労防止策等の安全措施が適切に実行されていることについて、常時又は抜き打ちで調査が行われていること
- ③ 明文化された高速バス運転者の育成プログラムを有していること
- ④ ドライブ・レコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
- ⑤ 運行するバスに、衝突被害軽減ブレーキが装備されていること
- ⑥ 運行するバスに、車線逸脱警報装置が装備されていること
- ⑦ 運行するバスに、居眠りを感知できる装置が装備されていること
- ⑧ 運行管理者が24時間にわたって営業所に常駐して運転者をサポートする体制を敷いていること